

<b>Title</b>	「景観」の環境社会学
<b>Author</b>	瀬戸口, 明久
<b>Citation</b>	経済学雑誌. 別冊. 111 卷 1 号
<b>Issue Date</b>	2010-04
<b>ISSN</b>	0451-6281
<b>Type</b>	Learning Material
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学経済学会
<b>Description</b>	

Placed on: Osaka City University Repository

## 「景観」の環境社会学

瀬戸口 明久

今年度の生命経済学特殊講義は「景観」をテーマにする。2009年度の応用科目「生命経済学」では、前半で「医療をめぐる諸問題」、後半で「環境をめぐる諸問題」についてあつかった。そのうち後半あつかった自然保護の問題を、今年度はより深く考察していく。本稿では、なぜ本年度の特殊講義で「景観」をあつかうのか、そして「景観」の問題にどのように切り込んでいくのか論じ、講義のイントロダクションとしたい。

### 1. なぜ「景観」が問題になるのか

近年、景観をめぐる社会的な情勢が変わりつつある。身近なニュースからはじめよう。2009年10月、広島地裁は福山市鞆の浦を埋め立てて橋を架ける広島県の計画を差し止める判決を下した。鞆の浦は万葉集にも詠まれた景勝の地で、瀬戸内国立公園にも含まれている。ここで重要なのは、地元の人々のあいだでは架橋を求める声が大いということだ。それにもかかわらず広島地裁の判決は鞆の浦の景観を「国民の財産」と位置づけ、開発認可の停止を求めたのである。

これは非常に画期的な判決である。そもそも「景観」というものは、誰かに所有権があるわけではない。ましてや地元に住むことのない「国民」が、特定の場所の景観を「財産」とすることを正当化するのには容易ではない。そのためこれまでの景観訴訟では、つねにこの点がネックになって保存を求める側が敗訴してきた。鞆の浦景観裁判では開発主体の広島県が直ちに控訴したため、今後どうなるかは不確実だが、「景観」を国民全体の利益とした地裁判決は大きな転換である。

このような転換は、鞆の浦のような自然景観だけでなく、都市景観でも起こっている。都市景観の場合、自然景観よりも問題はやっかいになる。都市ではほとんどの場所が私有地である。そこに作る建造物については、土地の所有者が決定する権利を持つ。もっとも、そこではどのような建造物でも許されるわけではなく、都市計画法や建築基準法で建造物の用途が制限されてきた。だがそこで基準となったのは安全性や利便性であって、「美しい景観」などは考慮に入れられてこなかった。これは「美しさ」という基準が主観的なものであって、社会全体で共有できるものと考えられてこなかったからである。

だがこの10年ほど、都市景観の規制は大きく変わりつつある。すでに一部の自治体では、1990年代から景観条例を制定して、建造物の自由な建設を制限している。こうした動きを後押ししたのが、2004年に制定された「景観法」である。この法律では、良好な景観は「国民共通の資産」とした上で、自治体に景観の保全を義務づけている。

この講義は、こうした「美しい景観」をつくるための政策や手法について学ぶものではない。むしろ最近の動きから距離を置いて、いま起こっていることを理解することを目標とする。また、「開発 vs 保護」というありきたりの枠組みに落とし込むこともしない。こうした既存の枠組みに当てはめると、かえって現在起こっている転換を見落としてしまうことになるだろう。

それは近年、自然環境と都市環境をめぐる政策が近づきつつあるという現象である。これまで自然と都市の環境は、それぞれ別個に論じられてきた。これはそれぞれをあつかう分野がまったく異なっているからである。前者をあつかうのは生態学・造園学などの生物学・農学の諸分野で、後者は都市工学や建築学などの工学があつかってきた。だがこの10年ほどで、自然環境と都市景観についての政策はきわめて似通ったものになりつつある。どういうことか次に説明しよう。

## 2. 自然の景観：「自然保護」から「自然再生」へ

日本における環境政策は、この10年ほどで大きく転換した。それを一言でまとめれば、「自然保護」から「自然再生」へ、といえるだろう。かつて自然を守るということは、人間の開発から野生生物や貴重な生物を守るということであった。つまり人間の活動から切り離された原生自然を守ることが「自然保護」にほかならなかったのである。けれども最近では、望ましい自然を積極的につくっていくことが求められるようになった。たとえば2003年に施行された自然再生推進法では、自然に積極的に介入し、失われてしまった自然を取り戻すことが求められている。

最近の自然再生事業のわかりやすい例として、里山の保全がある。「里山」とは農村の近くの雑木林のことを指す。かつて人々は、身近な里山の森林資源を利用してきた。下草を刈って肥料にしたり、低木を切って炭や薪として使ったりしてきたのである。1980年代までは、誰も「里山」が守られるべき貴重な自然とは考えてこなかった。むしろ利用によって、本来あるべき自然の姿を破壊していると理解されてきたのである。それが1990年代には180度転換して、もっとも貴重な生態系の一つと見なされるようになる。

里山の重要性を最初に指摘したのは、農学者の守山弘である。守山は『自然を守るとはどういうことか』（1988年）という著作で、里山に介入することが自然を守ることになる論じた<sup>1)</sup>。守山によれば、里山は縄文時代から日本人が持続的に利用し続けてきた生態系であり、そこには貴重な生物が生息している。そこで人為的な介入を止めてしまうと、里山はそれらの生物が生息できない生態系に変わってしまうというのである。守山の指摘は、このあと多くの生物学者や自然保護運動団体からも支持された。現在では政府の環境政策の方針である『新・生物多様性国家戦略』（2002年）でも里山の保全が求められている。

ここで重要なことは、里山の保全をはじめとして、自然再生では人間活動と結びついた自然を取り戻すことが目指されていることである。かつての自然保護が人間活動を取り除いた自然を守ろうとしていたことと対照的である。さらにここでは、過去の人間と自然との結びつきが理想として目標とされる。となると、自然再生事業は都市環境の保全と類似した性格を帯びるようになる。そのあたりを次に見てみよう。

---

1) 守山弘『自然を守るとはどういうことか』（農山漁村文化協会、1988年）。

### 3. 都市の景観：「歴史主義」と「モダニズム」のはざままで

社会経済学者の松原隆一郎は、戦後日本の国土開発が無秩序な景観をもたらしたことを繰り返し批判している<sup>2)</sup>。東京日本橋の上に架けられた高速道路。大型店の乱立で日本中どこにいても同じような郊外の景観。電線が張りめぐらされて空が見えない街。こうした景観は経済活動を優先する戦後日本が生んだものである。これからは郊外の自由な商業利用を制限し、電線を地中化し、「美しい景観」の基準をつくっていかなければならない。

こうした議論は、とくに景観法の施行以降は一般的に見られるようになった。それに対して、美しさの基準は人それぞれであり、一義的に規制をすすめることへの批判的な見方もある。たとえば建築史家の五十嵐太郎は、「美しい景観」を求める議論が、日本の「伝統的な景観」をつくりあげて、「醜い景観」狩りをしていると批判する<sup>3)</sup>。たとえば日本橋の上を横切る高速道路を撤去して、本来の日本橋周辺の景観を取り戻そうという運動がある。だが「本来の日本橋」とは何なのか。高速道路で覆われた明治時代の日本橋なのか、それとも江戸時代の木造の日本橋なのか。こうした歴史性をめぐる議論が景観保護論者には欠けていると五十嵐はいう。

こうした論争を、倫理学者の安彦一恵の用語をかりるならば、「歴史主義」と「モダニズム」の対立といってよいであろう<sup>4)</sup>。近代都市は無駄を省いた合理的で利便的な空間をつくりあげることを目指してきた。そうした「モダニズム」にもとづく都市計画は、それぞれの場所が持つ特有の意味を奪い、利便性は高いが無機質な空間をもたらした。そのため、すでに19世紀後半から都市に「伝統的」な風景を取り戻す動きがあらわれてくる<sup>5)</sup>。たとえば道頓堀の風景を思い起こしてほしい。派手なネオン看板から一步裏筋に入ると、法善寺横町のような伝統的な大阪の風景に出会うことができる。こうした古きよき景観を「美しい風景」と見なすのが「歴史主義」である。

都市における景観論争の大半は、風景の歴史性をめぐる歴史主義とモダニズムの対立として理解できる。とりわけ京都のような歴史都市では、こうした対立がしばしば生じる。

### 4. この講義の内容と視点

ここまで自然と都市の景観をめぐる最近の動きについて見てきた。そこから見て取れることは、ともに歴史性が争点となっているということである。問題は、かつてのように開発するか保全するかということではない。歴史性をどのように考えるか、過去をどのように記憶し直すべきかが争点となっているのである。

もう一つのポイントは、自然／人工の境界が意味を持たなくなりつつあるということである。自然保護の目標は、もはやかつてのように自然から人為を取り除くことではない。どのような「人工的な自然」をつくっていくかが問題になっている<sup>6)</sup>。一方、都市においても、多自然型河川やビオ

2) 松原隆一郎『失われた景観』(PHP 新書, 2002年)。

3) 五十嵐太郎『美しい都市・醜い都市』(中央公論社, 2006年)。

4) 安彦一恵『『良い景観』とは何か』松原隆一郎編『〈景観〉を再考する』(青弓社, 2004年)所収。

5) 「モダニズム」から意味の回復へという移行は、都市の景観史ではよく指摘されることである。たとえば、中川理『風景学：風景と景観をめぐる歴史と現在』(共立出版, 2008年)。

6) 自然／人工の二項対立を乗り越える視点については、鬼頭秀一・福永真弓編『環境倫理学』(東京大学出版会, 2009年)の各章で展開されている。私が担当した第10章『『自然の再生』を問う』では自然再生事

トープのように、人工的な空間のなかに「自然」を持ち込むことがすすめられている。

こうした最近の動向を踏まえて、この講義では自然と都市の景観について統一的な見通しを得ることを目標とする。おもに紹介していくのは、景観の文化的・社会的な意味を検討してきた環境社会学の研究成果である<sup>7)</sup>。この講義では、自然景観については、国立公園や世界遺産、河川、里山などについて、具体的な事例を紹介しつつ論じていく。日本の環境社会学は農村社会学や民俗学に出自を持つため、都市にはあまり強くない。都市の環境については都市社会学や建築史などの議論を参照していくことになるだろう。とくに本講義では、公園や動物園といった都市のなかの自然についてあつかう予定である。

担当者はこれまで自然保護や農業について歴史的な視点から検討をすすめてきた。そこで本講義では現在の問題だけについて考えるだけではなく、おもに近代日本の自然保護や国土開発の歴史的な流れのなかに現在を位置づけるようにする。半期の講義のあと、受講生の皆さんの「景観」の見方が少しでも変われば幸いである。

---

ㄨ業と歴史とのかかわりについてあつかっている。

7) 都市の歴史的な環境については、片桐新自編『歴史的環境の社会学』（新曜社、2000年）。

最近の動向については、鳥越皓之ほか『景観形成と地域コミュニティ』（農山漁村文化協会、2009年）。